

第 39 回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和元年 10 月 8 日		
場所	参議院第二別館東棟 東 401 会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
	委員	奥 真美 (首都大学東京都市環境学部 教授)	
審査対象期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日		
抽出案件	4 件		
一般競争入札	2 件	契約件名	本館ほか昇降機点検保守その他
		契約相手方	株式会社京王設備サービス
		契約金額	65,340,000 円
		契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
	2 件	契約件名	元年版参議院要覧 (I) 2,000 部外 3 件印刷製造
		契約相手方	株式会社キタジマ
		契約金額	5,333,040 円
		契約締結日	平成 31 年 4 月 19 日
随意契約	2 件	契約件名	第二別館空調設備運転監視点検保守その他
		契約相手方	株式会社京王設備サービス
		契約金額	109,620,000 円
		契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
	2 件	契約件名	参議院議員会館ネットワークシステムに関する設計、構築、運用、機器の賃貸借及び保守一式
		契約相手方	東芝 IT サービス株式会社
		契約金額	1,305,920,000 円
		契約締結日	平成 31 年 4 月 1 日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)		

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>伊藤庶務部副部長会計課長事務取扱から、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について 営繕課及び電気施設課分に10件、会計課分に15件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について 該当がなかった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について 該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の関口委員から、審議対象期間に締結した99件の契約のうち、一般競争入札から2件、随意契約から2件、抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 本館ほか昇降機点検保守その他 一般競争入札方式（最低価格）〔役務〕</p> <p>B. 第二別館空調設備運転監視点検保守その他 随意契約方式（不落・不調契約）〔役務〕</p> <p>C. 元年版参議院要覧（I）2,000部外3件印刷製造 一般競争入札方式（最低価格）〔製造〕</p> <p>D. 参議院議員会館ネットワークシステムに関する設計、構築、運用、機器の賃貸借及び保守一式 随意契約方式（不落・不調契約）〔賃借〕</p> <p>事案Aは、契約金額が大きいことに着目し、事案Bと同一事業者による落札であることか</p>	

ら、事案A及びBの契約締結に至る時系列でのプロセスを確認する。また、過去5年間の予定価格及び落札事業者の推移を確認する。

事案Bは、毎期経常的に発注する契約にもかかわらず、不落・不調となった理由を検証する。事案Aとの関連で契約締結に至る時系列でのプロセスを確認するとともに、過去5年間の予定価格及び落札事業者の推移を確認する。

事案Cは、取消・再度公告案件となった理由を確認する。契約に至る事務的なプロセスの概要及び今後の対応策を確認する。

事案Dは、複数年度契約であり、契約金額が大きいことに着目し、過年度のネットワークシステム改修に関する説明図との関連及び不落・不調に至るプロセス等を確認する。

3. 抽出事案の審議

抽出事案の概要について、それぞれ営繕課、会計課から説明を聴取した後、委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 本館ほか昇降機点検保守その他

一般競争入札方式（最低価格）〔役務〕

① 過去5年間の予定価格及び落札事業者の推移等について説明されたい。

過去5年間の落札事業者はいずれも株式会社京王設備サービス（以下「京王設備サービス」という。）である。予定価格は、昇降機本体の改修による仕様変更の関係で年によって増減がある。

② 京王設備サービスは業務を8社に再委託しているが、再委託先やその数の妥当性を説明されたい。また、一般的に再委託とすることで価格が上がるが、一括して発注するメリットを説明されたい。

再委託先は昇降機のメーカー等であり、再委託先の数は元請で対応できない点検内容による。日常巡回点検等は元請が行うが、定期点検等は元請が再委託する必要があると判断した場合、再委託を認めている。一括発注は業務計画書等を一元的に取りまとめてもらえる点等でメリットが大きい。

③ いずれの応札者もメーカーに再委託を

入札価格の違いは、元請の体制、再委託先

<p>するのであれば、入札価格の違いはどこから生じるのか。また、元請によって業務の質に違いは生じるのか。</p> <p>④ 京王設備サービス以外の応札者である2社が継続して毎年受注している案件はあるか。本事案と他の案件で事業者側がすみ分けを行っているおそれはないか。</p> <p>⑤ 京王設備サービスは過去5年以前も継続して本事案を受注してきたのか。</p>	<p>との関係及び再委託する業務の範囲等によるものと考えられる。業務の水準については仕様書に詳細に定められているため、大差はないと考える。</p> <p>これらの2社は近年受注していない。また、本事案について平成26年度や平成27年度は別の事業者も応札しているので、競争は働いているものと考ええる。</p> <p>10年前までは個々の昇降機メーカー等と随意契約を行ってきたが、競争性を確保する観点から、昇降機点検保守業務をまとめて入札に付すこととした。それ以降はおおむね京王設備サービスが受注している。</p>
<p>B. 第二別館空調設備運転監視点検保守その他随意契約方式（不落・不調契約） [役務]</p>	
<p>① 前年度は入札で契約が成立しているが、本年度は不落・不調となっている。予定価格が低過ぎるという可能性はないか。</p> <p>② 事案Aと本事案の契約を分けることによって本事案の落札価格を抑えることができたように見えるが、両入札は戦略的に行ったのか。</p> <p>③ 仮に事案Aと本事案を一括して発注した場合、事案Aに応札した事業者3社が一括発注の入札にも参加してもらえることになるのか。</p>	<p>予定価格の積算は、国土交通省の建築保全業務の積算基準等に基づいて行っている。前年度に比べて若干高いのは、保全労務単価の上昇分である。なお、不落・不調となった後、京王設備サービスにヒアリングを行ったところ、入札価格は各下請業者に見積を徴して積算した結果であり、積算基準を用いているわけではない旨の説明があった。</p> <p>戦略的に行ったわけではなく、従来どおりに昇降機とその他の設備関係を分けたものである。</p> <p>京王設備サービスのみである。</p>

<p>④ 太平ビルサービスの辞退理由は聴取しているか。辞退理由書を出してもらおう等実態把握について努力の余地があるのではないか。</p> <p>C. 元年版参議院要覧（I）2,000部外3件印刷製造 一般競争入札方式（最低価格）〔製造〕</p> <p>① （事業者から質問が相次いだ結果、当初の仕様書を修正して改めて入札を行うこととした経緯を踏まえ、）3年前の前回調達時の仕様書も、今回の入札公告の取消前の仕様書と同じ内容だったのか。前回は事業者から特段質問はなかったのか。</p> <p>② 取消・再度公告を経て、仕様書をどのように修正したか説明されたい。</p> <p>③ 従前は受注実績のある印刷業者が継続して落札してきていたため仕様書を明確化する必要がなかったが、今回競争参加資格を広げた結果、質問が相次いだため入札公告の取消に至ったものとする。職員の引継ぎ等の問題ではなく、暗黙の了解で実施されていた内容を仕様書に明記していなかったことが原因ではないか。</p> <p>④ 前回以前についても仕様書どおりに納品されていたのか疑問が残る。検収を確実にを行う必要があるのではないか。</p>	<p>これまでは特段聴取していない。辞退理由の確認については今後検討していきたい。</p> <p>基本的には同様の内容となっている。従前は競争参加資格を物品の製造に限定していたが、今回は法令集等を作成している出版関係の業者に門戸を広げる意図から物品の販売まで範囲を広げている。この結果、従来参加していなかったような事業者から質問が相次いだと認識している。</p> <p>修正点は、用紙の厚さの明記、めくり検査の項目の削除、受注者要件の追加、履行期限の変更、こん包方法の明記等である。</p> <p>確かにそのような面もある。ただ、本文の用紙については、前回調達時の契約後に厚さを変更したものの、その点が引き継がれておらず、仕様書と見本にずれが生じた経緯がある。この点を踏まえ、現在原課において事務体制の見直しを図っている。</p> <p>前回の検収では、議員配付分については全冊全ページめくり検査を行ったようであるが、時間的にも人員的にも厳しい。今回は事業者の検品方法を参考に、数パーセントのみ行ったところ、ある程度品質を担保できることがわかった。</p>
---	--

**D. 参議院議員会館ネットワークシステムに関する設計、構築、運用、機器の賃貸借及び保守一式
随意契約方式（不落・不調契約） [賃借]**

① 本事案は東芝 I T サービス株式会社（以下「東芝 I T サービス」という。）が受注しているが、現行の本システムや他のシステムとの関係が影響しているのか。

東芝 I T サービスは本事案に限らず本院の多くのシステムを受注しており、現行の本システムも受注している。ただし、調達の公平を期すために、調達支援業務を行い東芝 I T サービスと無関係な事業者から仕様書の作成等の支援を受けている。また、本事案では議員会館のネットワークを全て入れ替えるため、他のシステムの関係等で東芝 I T サービスでなければならないということはない。

② 本事案は 1 者応札であり、結果として不落随契となっているが、他の事業者が参入する余地はあったと考えるか。具体的に意欲を示していた事業者はあったのか。

直前まで応札意欲を示していた事業者があったが、価格の折り合いがつかないとして応札に至らなかった。また、本院の他の案件に注力するため本事案に手を回せないという事業者もあった。これらの有力な 2 者が応札しなかったため、結果的に 1 者応札となってしまった。

③ 次回の調達時は、東芝 I T サービス以外の事業者が参入し得ると考えるか。

調達支援事業者を入れて公正に仕様書を作成しており、あとは各事業者の経営判断になる。現行事業者が優位な面は否めないが、複数者が応札する可能性はあると認識している。